

「帯広市岩内自然の村」の方向性の検討について 参考資料

資料1	周辺施設案内図	1
資料2	帯広市岩内自然の村条例	2
資料3	帯広市岩内自然の村条例施行規則	5
資料4	利用者数の推移	7
資料5	月別利用状況	8

○帯広市岩内自然の村条例

昭和55年3月31日

条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、自然休養施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 本市に自然休養施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 帯広市岩内自然の村

位置 帯広市岩内町70番地

(設置の目的)

第3条 帯広市岩内自然の村(以下「自然の村」という。)は、自然に親しむことを通じ、市民の健康増進を図り、自然に対する理解を高めることを目的とする。

(利用期間)

第4条 自然の村の利用期間は、6月1日から10月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるとき、又は第19条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、前項に規定する利用期間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第5条 自然の村の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるとき、又は第19条に規定する指定管理者が必要と認めた場合であってあらかじめ市長の承認を受けたときは、これを臨時に変更することができる。

(1) 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(次号において「国民の休日」という。)の場合は、その翌日)

(2) 国民の休日の翌日

(使用対象)

第6条 自然の村のうち農業体験実習館及び管理棟を使用できる者は、小中学校及び高等学校の児童生徒の団体、青少年で構成される団体並びに社会教育関係団体で責任者を伴う団体その他市長が適当と認めるものとする。

(使用許可)

第7条 自然の村を使用しようとする者は、あらかじめ市長に使用の申請をし、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、自然の村の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然の村の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。

(2) 自然の村の施設及びその備付物件を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。

(3) その他自然の村の管理運営上適当と認め難いとき。

(使用料等)

第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者は、使用の許可を受けた時に、別表に掲げる使用料及び暖房料(以下「使用料等」という。)を納付しなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第11条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が、特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用許可の取消等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害を及ぼすことがあっても、市は、賠償の責めを負わない。

- (1) 公益上又は自然の村の運営上やむを得ない理由が生じたとき。
- (2) 第8条各号の規定に該当すると認めるとき。

(禁止行為)

第13条 自然の村においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自然の村の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定した場所以外で火気を使用すること。
- (3) 立木を伐採すること。
- (4) 所定の場所以外にごみその他汚物を捨てること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定した場所以外に車を乗り入れ、又は駐車すること。
- (7) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (8) 前各号のほか、市長が自然の村の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(監督処分)

第14条 市長は、前条各号に規定する行為を行った者に対して行為の中止、原状回復又は自然の村からの退去を命ずることができる。

(使用の禁止又は制限)

第15条 市長は、自然の村の施設の損壊その他の理由により、その使用が危険であると認められる場合又は自然の村に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、自然の村を保全し、又はその使用者の危険を防止するため区域を定めて自然の村の使用を禁止し、又は制限することができる。

(特別施設の設置等)

第16条 自然の村の使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復)

第17条 自然の村を使用した者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 自然の村を使用した者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を当該使用した者から徴収する。

(損害賠償)

第18条 何人も自然の村の施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(管理の代行)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に自然の村の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第20条 前条の規定により指定管理者に自然の村の管理を行わせる場合の当該指定管理者

が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持管理業務
 - (2) 施設の使用許可等に関する業務
 - (3) 自然の村の利用促進に関する業務
 - (4) その他前3号を遂行するために必要な業務
- 2 前条の規定により指定管理者に自然の村の管理を行わせる場合における第7条、第8条、第12条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- (利用料金)

第21条 第19条の規定により指定管理者に自然の村の管理を行わせるときは、当該指定管理者に自然の村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させるものとする。この場合において、第9条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第9条の規定による使用料等の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(委任規定)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則 略

別表（第9条関係）

区分金額				
使用料	バンガロー	1棟1泊につき		500円
	農業体験実習館休憩室	午前9時から正午まで	1室につき	300円
		午後1時から午後5時まで	1室につき	300円
		午後6時から午後10時まで	1室につき	300円
	管理棟多目的研修室	午前9時から正午まで	1室につき	700円
		午後1時から午後5時まで	1室につき	700円
		午後6時から午後10時まで	1室につき	700円
暖房料	管理棟多目的研修室	午前9時から正午まで	1室につき	150円
		午後1時から午後5時まで	1室につき	250円
		午後6時から午後10時まで	1室につき	250円

備考 暖房料は、通気する場合に徴収する。

○帯広市岩内自然の村条例施行規則

令和 2 年 3 月 19 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、帯広市岩内自然の村条例（昭和 55 年条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(休館日の変更)

第 1 条の 2 条例第 5 条ただし書の規定により、休館日を臨時に変更する場合の基準は、次のとおりとする。ただし、帯広市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 休館日に開館する場合 7 月及び 8 月
- (2) 開館日に休館する場合 施設の維持管理に必要な期間

(使用の申請)

第 2 条 条例第 7 条の規定により自然の村（キャンプ場、バンガロー、農業体験実習館又は管理棟をいう。以下同じ。）の使用の許可を受けようとする者は、使用の日の 10 日前（前条第 1 号に掲げる期間に使用する場合は前日）までに、帯広市岩内自然の村使用許可申請書（様式第 1 号。以下「許可申請書」という。）に使用計画表（様式第 2 号）を添付して教育委員会に申請しなければならない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用日の属する月の前月の初日から受け付けするものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(許可書の交付)

第 3 条 教育委員会は、自然の村の使用を許可したときは、帯広市岩内自然の村使用許可書（様式第 3 号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、学校行事で学校が使用する場合、市の主催行事で使用する場合及び教育委員会が認めた団体が使用する場合は、この限りでない。

(許可条件の変更等)

第 4 条 自然の村の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で当該許可に係る内容を変更しようとするものは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(不許可の通知)

第 5 条 条例第 8 条の規定により使用の許可をしないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(許可書の提出)

第 6 条 使用者は、自然の村を使用するときは、当該施設を管理する係員に許可書を提出しその指示に従わなければならない。

(使用時間等)

第 7 条 キャンプ場及びバンガローの使用時間は、午後 2 時から翌日正午までとする。

2 農業体験実習館又は管理棟の使用者で午後 6 時から午後 10 時までの許可を受けた者が申し出た場合は、翌日午前 9 時まで継続して使用できるものとする。

(使用料の免除)

第 8 条 条例第 10 条の規定による使用料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、暖房料については減免の対象としない。

(1) 免除

- ア 市が主催又は委託する行事等で使用する場合
- イ 十勝管内の幼稚園、保育所、児童保育センター、特別支援学校、小学校、中学校及び帯広市立南商業高等学校が教育又は保育目的で使用する場合

ウ その他教育委員会が特に認めた場合

(2) 5割減額

ア 市が共催する行事等で使用する場合

イ 市内の高等学校が教育目的で使用する場合（帯広市立南商業高等学校を除く。）

2 使用料の減免を受けようとする者は、帯広市岩内自然の村使用料減免申請書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合はこの限りでない。

3 教育委員会は、使用料の減免を決定したときは、帯広市岩内自然の村使用料減免決定書（様式第4号の2）により通知するものとする。

（使用料等の還付）

第9条 条例第11条ただし書の規定により還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 使用者の責に帰することのできない理由により使用不能となったとき。

(2) 条例第12条第1号の規定により使用の許可を取消したとき。

(3) 使用日の前日までに使用の変更又は取消しを申し出て教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定による使用料及び暖房料の還付を受けようとする者は、帯広市岩内自然の村使用料等還付申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

（特別施設の承認）

第10条 条例第16条に規定する特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとする者は、帯広市岩内自然の村特別設備等申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請を許可したときは、帯広市岩内自然の村特別設備等許可書（様式第7号）を申請者に交付する。

（使用者の遵守事項）

第11条 使用者は、その使用について係員の指示に従い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 備付物件の取扱いを適切に行うこと。

(2) 危険及び事故防止に努めること。

(3) 前2号のほか、教育委員会が別に定める使用心得を守ること。

（損害賠償）

第12条 条例第18条に規定する賠償の額は、次のとおりとする。

(1) 損傷 修繕に要する額

(2) 滅失 残存価格に見合う額

（指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い）

第13条 条例第19条の規定により指定管理者に自然の村の管理を行わせる場合における第2条から第4条まで及び第10条の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第2条中「様式第1号」とあり、「様式第2号」とあり、第3条中「様式第3号」とあり、第10条第1項中「様式第6号」とあり、同条第2項中「様式第7号」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式 略

岩内自然の村 利用者数の推移

(単位:人)

	昭和55	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11										
農業体験実習館	4,788	12,248	6,995	10,951	6,379	6,109	5,078	6,591	8,423	7,757	7,271	6,151	6,901	8,535	6,556	5,557	7,240	3,566	1,665	2,391										
管理棟	0	6,510	3,457	4,486	3,390	3,242	3,325	3,068	4,476	2,672	4,555	4,271	4,694	2,957	4,251	3,111	2,835	1,847	1,333	2,032										
バンガロー	1,778	4,615	3,509	2,752	2,262	1,923	2,174	1,500	1,303	2,922	3,264	3,512	3,813	4,076	2,894	2,970	2,628	2,574	2,626	2,676										
キャンプ場	2,448	2,976	11,628	6,860	5,051	7,046	6,747	5,275	4,044	1,680	2,145	2,472	2,475	1,451	634	751	385	322	435	540										
実習農場	1,200	1,050	3,337	907	370	613	670	1,010	940	950	680	370	700	760	970	-	631	429	480	190										
その他 (未報告)	2,284	1,240	1,540	2,034	2,714	651	3,168	2,938	1,527	2,147	1,137	1,901	1,818	751	118	988	1,554	1,504	1,167	404										
その他 (調理・シヤワー・洗濯動着)																														
合計	12,498	28,639	30,466	27,990	20,166	19,584	21,162	20,382	20,713	18,128	19,052	18,677	20,401	18,530	15,423	13,377	15,273	10,242	7,706	8,233										
5年間平均利用者数	23,952										18,417										10,966									

平成10年「ネイパル
足寄」開設

	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
農業体験実習館	2,389	1,595	2,117	1,107	2,150	1,392	3,236	1,411	1,161	1,207	1,187	986	1,844	2,455	1,972	2,103	2,034	1,779	2,263	1,267
管理棟	1,689	965	985	648	1,077	497	415	323	209	333	252	184	495	382	462	320	417	472	854	492
バンガロー	2,362	2,048	1,954	1,252	1,340	1,252	1,198	919	1,381	1,439	1,368	1,022	1,483	1,348	1,724	1,871	1,741	1,793	877	1,816
キャンプ場	410	261	176	411	126	138	214	734	549	648	639	444	692	510	409	916	757	601	2,436	1,740
実習農場	417	393	365	312	347	396	501	521	501	410	415	369	261	177	204	300	265	310	264	355
その他 (未報告)	369	207	164	233	183	290	888	687	452	2,389	2,270	1,555	1,956	1,890	2,250	3,550	2,377	2,197	1,931	3,268
その他 (調理・シヤワー・洗濯動着)											2,571	2,352	4,275	5,305	6,116	5,498	5,651	4,500	5,119	5,487
合計	7,636	5,469	5,761	3,963	5,223	3,965	6,452	4,595	4,253	6,426	6,131	4,560	6,731	6,762	7,021	9,060	7,591	7,192	8,625	8,938
5年間平均利用者数	5,610					5,138					6,241 (10,365)					8,273 (10,639)				

平成14年 ポロシリオートキャンプ場オープン
 平成15年 十勝エコロジーパークオープン
 平成18年 指定管理者制度導入
 平成21年 指定管理者更新
 平成24年 指定管理者更新
 平成29年 指定管理者更新

